

事故防止セミナー講演から

転ばぬ先の事故対策と交通事故示談のかしこいやり方

当組合では、毎年各地域で、事業主・運行管理者のみなさまを対象に事故防止セミナーを開催しております。今年は、講師として弁護士の坂和章平氏に「転ばぬ先の事故対策と交通事故示談のかしこいやり方」と題して講演をしていただいております。

今号では、去る7月3日、ホテルアウィーナ大阪にて大阪中部の組合員を対象に行われた講演から要約してご紹介します。



1. 交通事故の厳罰化の流れ

今回の講演は、交通事故加害者に対する厳罰化の流れの動向、そして民事の事件、損害賠償について示談交渉をどうすればいいのかのテーマでお話します。

車は社会生活に不可欠のものです。人間はパーフェクトではないからちょっとした不注意があると、みんなが被害者にも加害者にもなりえます。車の運転にともなう道交法違反をどこまで取り締まるのか、それと死亡や傷害などを引き起こしたときの結果に対してどこまで責任を問うのか、というのはそういったバランスの問題があるわけです。どこまで罰則を課するのが国民の総意なのかという点が問われます。

バブルの時代とその崩壊、そして失われた10年、2001年4月小泉内閣登場後、日本の国はすべてが大きく変わってきています。厳罰化についても2001年から大きく変わってきています。よく言われるのは、明治維新、敗戦、そして第3の大きな変革期に入っている、そういう中での交通事故の厳罰化をとらえるべきではないかと思えます。

民法、刑法でも明治時代にできたものですが、たとえば会社法の改正のように相次いで改正が行われつつあります。世の中の変わるスピードが速い、それにあわせて法律も変えないといけないということになっています。

厳罰化について、いくつかのポイントを押えておきましょう。

平成13年に危険運転致死傷罪が施行されました。それまでは過失犯ということが大前提でしたが、この罪は故意犯です。最高刑は20年です。この法律は、一人息子を交通事故で亡くした母親が2年間で署名を37万集め、国会に働きかけた結果、新しい法律としてできたものです。この母親をモデルとした『ゼロからの風』と題した映画も上映されています。

続いて平成14年の改正道交法施行により、飲酒運転の罰金が大幅アップし、それなりの効果がありました。さらに、平成16年の改正道交法では、携帯電話の運転中の使用が禁じられました。

ところで、危険運転致死傷罪ですが、故意犯という類型に入らなければ、いくら結果が重大な事故であっても、依然として業務上過失致死傷罪、懲役5年以下、という刑罰しか適用できないわけです。そういう場合の遺族や、起訴する検察の苦しさはクローズアップされました。優秀な弁護によっては構成要件に該当しないといって無罪になってしまいます。

刑法211条2項(業務上過失致死傷等)

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽い時は、情状によりその刑を免除することができる。

そこで、業務上過失致死傷罪の懲役5年以下というのが軽すぎるという声があがって、今年、自動車運転過失致死傷罪が新設され、懲役7年以下と厳しくなったわけです。さらに改正道交法が成立し、飲酒運転の罰則がほぼ倍になりました。

これらが大きな厳罰化の流れといえると思います。

なんでも刑罰を重くすればいいのかという考え方もありますが、犯罪と刑罰のバランスを考えてみると、基本的に日本の罰則は軽かったと思います。刑事裁判では、「相場感」—だいたいこれくらいの罪を犯したらこれくらいの刑罰—量刑基準というものがあります。裁判所も検察もこれをもっている、暗黙の了解の中で刑事裁判はすすむのです。1人殺しても死刑にはならないというのが、日本の相場感といえます。そういう意味でも、交通事故の厳罰化がどの段階まで来ているのかということの見定め、これはなかなか難しい。十分厳罰化は達成したのか、これでもまだ足りないのか、5年から7年になりましたが、まだ足りないのか…そこらあたりが世論形成の問題になるでしょう。

2. 保険(共済)の役割と交通事故示談交渉

近年、保険制度の大変革が行われ、保険の自由化がすすんでいます。保険をめぐる問題とは何でしょうか。

私から見ると、保険会社の担当者のレベルの低下が大きな問題だと思います。やさしくて他人の心の奥底には入らない人が増えています。示談折衝は大変なエゴ丸出しの世界ですが、説明することができない担当者がいる。いま重要なことは交渉能力、説得する能力を上げることだと思います。

10年前の講演会のテーマでも取り上げた『交通死』(岩波新書)でも問題提起されていますが、お金の換算しなければならないというのが交通事故示談の宿命です。しかし、そ



れをやっている人間がみんな心を失っているかといえばそうではない。確かに金勘定に走っている弁護士や保険担当者もいるだろう。そうかといって「カネはいらんから命を返せ」と言っては堂堂巡りになる。そのあたりの価値観の論争、理念の論争、そういう点はみんな胸に手をあてて考えてみる必要はあるかと思っています。

離婚でも遺産分割でも交通事故でも人間のぎりぎりの本性が出る、きれいごとでは済みません。ぎりぎりの人生ドラマが生まれる。そのつどあるべき姿をさがしていかなければならないわけです。交通事故の示談処理で、やくざや、わけのわからない人が出てくる、そういう者と丁丁発止わたりあう、そのために何が必要か、そういうときに法律上の知識などは知れています、一言で言えば「人間力」。交渉力は人間力から生まれてくる。そのあたりのことをどこから学ぶのかということになるでしょう。

いかに合理的、理性的な賠償をしていくかが、私の弁護士としての示談処理、裁判処理のスタンスです。ある意味非常に非人間的一命をすべてお金の換算する一面はあります。しかし私は、それはそうではないと思う。起こってしまった結果に対して、いかにきちっとした処理をしていくか、それが人間社会を順調に回転させていくことに必要なのだと思います。